

豊川市自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、本市における自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を策定するため、豊川市自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、自転車活用推進計画の策定に関し、調査、検討及び審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 鉄道事業者及び一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 事業者を代表する者又はその指名する者
- (4) 教育関係機関を代表する者又はその指名する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 各種団体を代表する者又はその指名する者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、本市が行う自転車の活用の推進に関する施策について調査、研究等をさせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部道路建設課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。